

○静岡県暴走族等の根絶に関する条例

平成14年12月25日

条例第68号

静岡県暴走族等の根絶に関する条例をここに公布する。

静岡県暴走族等の根絶に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族等による暴走行為等が県民生活及び少年の健全な育成に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民、保護者等の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって暴走族等のいないまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、暴走族等の根絶を図り、もって県民生活の安全と平穩に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 少年 少年法(昭和23年法律第168号)第2条第1項に規定する少年をいう。
- (3) 保護者 少年法第2条第2項に規定する保護者をいう。
- (4) 暴走行為等 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 法第68条の規定に違反する行為

イ 2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる行為であつて、法第7条、法第17条、法第22条第1項、法第55条、法第57条第1項又は法第62条の規定に違反する行為

ウ 法第71条第5号の3の規定に違反する行為

エ 法第71条の2の規定に違反する行為

オ 公園、広場、駅、船着場、駐車場、空地その他の公衆が出入する場所(道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)を除く。以下「公共の場所」という。)において、正当な理由なく、自動車等を急発進させ、急転回させて走行し、空ぶかしさせる等により、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は著しく他人に危険若しくは不安を覚えさせる行為

- (5) 暴走族 暴走行為等を行うことを目的とする集団をいう。
- (6) 暴走族等 暴走族及び暴走行為等を行う者をいう。
- (7) 暴走族等の根絶 暴走族等による暴走行為等の防止、暴走族への加入(新たな暴走族の結成を含む。以下同じ。)の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のいない社会を築くことをいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、この条例の目的を尊重し、暴走行為等を助長するおそれのある行為を行わ

ないよう自ら努めるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護に係る少年が暴走族に加入し、暴走行為等を行い、暴走行為等を行う目的で自動車等を購入、改造若しくは使用をし、又は暴走行為等を見物することをさせないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、速やかに離脱させるよう努めるものとする。

(学校、職場等の関係者の責務)

第6条 学校、職場その他の少年の育成に係る機関又は団体の関係者は、その職務又は活動を通じ、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進又は暴走行為等の防止に関する活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 次の各号に掲げる事業者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、当該各号に掲げるところによるよう努めるものとする。

- (1) 自動車等又はその部品の販売又は修理を業とする者 暴走行為等に使用されるおそれのある自動車等若しくはその部品の販売又は暴走行為等に使用されるおそれのある自動車等への改造若しくは部品の取付けをしないこと。
- (2) 自動車等の燃料の販売を業とする者 法第62条若しくは法第71条の2の規定に違反することが外観上明らかな自動車等の運転者若しくはその同乗者(以下「運転者等」という。)又はナンバープレート(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第19条に規定する自動車登録番号標並びに同法第73条第1項(同法第97条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する車両番号標若しくは市町村(特別区を含む。)の条例に規定する原動機付自転車に取り付けることとされている標識をいう。)を取り外し、隠ぺいし、若しくは折り曲げた自動車等の運転者等に対し燃料を販売しないこと。
- (3) 衣服、はちまき、旗、金属板等(以下「衣服等」という。)に刺しゅう、印刷又は刻印(以下「刺しゅう等」という。)をすることを業とする者 衣服等に暴走族等を誇示する表示の刺しゅう等をしないこと。

(公共の場所等の管理者の責務)

第8条 公共の場所その他の場所で、暴走族等が集合し、又は集合するおそれのある場所の管理者は、暴走族等を集合させないための措置を講ずるよう努めるものとする。

(道路管理者等の責務)

第9条 道路を設置し、又は管理する者は、暴走行為等が行われるおそれのある道路について、管理上支障のない範囲で、道路の構造その他について暴走族等による暴走行為等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等への協力要請)

第10条 暴走族等の根絶に関する施策の実施について、県は、必要に応じ、市町その他の関係機関及び関係団体に対し協力を要請することができるものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(保護者への助言)

第11条 暴走族に加入し、又は暴走行為等を行い、若しくは暴走族に加入しようとする少年を認めるときは、県の機関は連携して、当該少年の保護者に対し必要な助言を行うことができるものとする。

(地域住民との連携)

第12条 警察署長は、地域住民と連携して、地域における暴走族等に関する情報を収集することができるものとする。

(公共の場所における暴走行為等の禁止)

第13条 何人も、第2条第4号オに規定する暴走行為等を行ってはならない。

(暴走行為等の助長行為の禁止)

第14条 何人も、少年(18歳未満の者に限る。以下同じ。)に対し、第2条第4号アに規定する暴走行為等を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又は行わせる目的をもって金品その他財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

2 何人も、少年を構成員の全部又は一部とする暴走族(第2条第4号アに規定する暴走行為等を行うものに限る。以下同じ。)を結成し、指導し、若しくは援助し、又は少年に対し暴走族へ加入するよう若しくは暴走族から離脱しないよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(罰則)

第15条 第14条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 第13条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。